

○加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成22年3月23日

規則第98号

改正 平成22年9月27日規則第211号

平成24年6月29日規則第24号

平成24年7月6日規則第26号

平成24年9月28日規則第31号

平成25年9月2日規則第30号

平成26年9月30日規則第23号

平成26年9月30日規則第25号

平成26年10月31日規則第29号

平成27年3月31日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成22年加須市条例第136号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(平成22規則211・一部改正)

(障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第1号ウ及び第2号ウに規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(平成22規則211・一部改正)

(児童の状態)

第5条 条例第2条第2項第1号オ及び第2号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか不明な児童

(平成22規則211・平成24規則31・平成27規則19・一部改正)

(条例第2条第5項の規則で定める社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(施設)

第7条 条例第3条第4項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設(通所により利用する施設を除く。)とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)

(2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は対象者に係る社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

（平成22規則211・一部改正）

（他の医療費支給事業）

第8条 条例第3条第4項第5号に規定する規則で定める他の医療費支給事業は、次に掲げる条例に規定する事業とする。

(1) 加須市子育て支援医療費支給に関する条例（平成22年加須市条例第135号）

(2) 加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成22年加須市条例第145号）

（平成22規則211・一部改正）

（所得の額）

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

(1) 条例第2条第2項第1号イ若しくはエに該当する児童であつて、かつ、母がないもの又は同項第2号イ若しくはエに該当する児童であつて、かつ、父がないもの

(2) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(平成22規則211・平成24規則31・一部改正)

(所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得(1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。条例第8条第2項の規定により申請する場合は対象となる年の前々年の所得。以下同じ。)のうち、次の各号に掲げる所得とする。

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあつてその監護する児童の父から、又は同号に規定する父の場合にあつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。)

(3) 条例第3条第1項第1号に規定する児童が、同号に規定する母の場合にあつてその監護する児童の父から、又は同号に規定する父の場合にあつてその監護し、生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前号に規定する父又は母の所得とみなす。

(平成22規則211・平成26規則25・一部改正)

(所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に

係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 27万円（当該控除を受けた者（母及び父を除く。）が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

（平成22規則211・平成26規則25・一部改正）

(所得の特例)

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、その支給を受けた者は、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等のうち養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者とその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3に定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等のうち養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者とその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4に定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者(条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5に定める額以上であるとき。
前各号で支給されたひとり親家庭等医療費

(平成22規則211・平成27規則19・一部改正)

(受給者証の交付申請)

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)兼受給者台帳(様式第1号。以下「申請書(現況届)兼受給者台帳」という。)に、条例第3条第1項の対象者に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。この場合において、条例第4条に規定する配偶者及び扶養義務者がいる場合は、その者に係る第5号及び第6号の書類を添えて条例第5条の規定による申請を行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書(様式第2号。以下「認定調書」という。)
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本(養育者の場合)
- (5) 世帯全員の住民票の写し
- (6) 前年(1月から6月までに申請するものについては前々年)の所得の状況を証する書類
- (7) 養育費申告書(様式第2号の2)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

- 3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）は、申請書（現況届）兼受給者台帳に記載して、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。
- 4 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 5 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第4条の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第4号の2。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

（平成22規則211・平成27規則19・一部改正）

（受給者証の更新及び有効期間）

第14条 受給者証は、毎年1月1日に更新する。

- 2 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日から最初の12月31日又は受給資格消滅日のうちいずれか早いほうの日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める日を申請日とみなす。
 - (1) 対象者等に異動があった後15日以内に条例第5条第1項に規定する申請をした者 異動があった日
 - (2) 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内に条例第5条第1項に規定する申請をした者 転入日
 - (3) 対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項に規定する申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をした者 やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日

（受給者証の返還）

第15条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第16条 受給者は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）により、市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 前項の場合において、受給者証を破損したときは、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、紛失した受給者証を発見したときは、速やかにその受給者証を市長に返還しなければならない。

（受給者証の提示）

第17条 受給者は、病院、診療所等において医療を受けようとするときは、受給者証を提示しなければならない。

（支給の申請）

第18条 受給者は、医療費の支給を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費支給申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

（支給決定の通知）

第19条 市長は、前条の申請の内容を速やかに審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給台帳（様式第7号）に記載するものとする。

（届出）

第20条 条例第8条第1項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変更（消滅）届（様式第8号）に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、申請書（現況届）兼受給者台帳に住
民票、認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の
所得（未届出がある場合は、未届出の年のすべての所得を含む。）の状況を
証する書類を添えて、毎年10月1日から12月28日までに行わなければ

ならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(平成 22 規則 211 ・ 一部改正)

(受給資格の再決定、支給停止の通知等)

第 21 条 市長は、前条の規定により届出があった場合（同条第 2 項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第 4 条第 1 項の規定に該当しないと決定したときは受給者証を交付し、同条の規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、受給者が条例第 3 条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書（様式第 9 号）により、当該受給者であった者に通知するものとする。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第 22 条 市長は、この規則により申請書（現況届）兼受給者台帳又は変更（消滅）届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成 4 年加須市規則第 17 号）、騎西町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成 4 年騎西町規則第 23 号）、北川辺町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成 4 年北川辺町規則第 111 号）又は大利根町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成 4 年大利根町規則第 24 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 2 年規則第 2 1 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 2 4 年規則第 2 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 3 の規定は、平成 2 3 年以後の年の所得の額について適用し、平成 2 2 年以前の年の所得の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 4 年規則第 2 6 号）

この規則は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年規則第 3 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の加須市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成 2 4 年 8 月 1 日から適用する。ただし、様式第 3 号の改正規定は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 2 号の規定により対象となった児童を平成 2 4 年 8 月 1 日において現に監護し、養育している者が、同年 1 0 月 3 1 日までの間に受給者証の交付申請をしたときは、受給者証の有効期間は同年 8 月 1 日からとする。

附 則（平成 2 5 年規則第 3 0 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成26年規則第23号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第25号）

改正 平成26年10月31日規則第29号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(平成26規則29・旧附則・一部改正)

(経過措置)

- 2 平成27年6月以前の資格審査に係る第1条の規定による改正後の加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（以下「第1条による改正後の規則」という。）第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるの

は「母子家庭自立支援給付金」とする。

(平成26規則29・追加)

3 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る第1条による改正後の規則第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

(平成26規則29・追加)

附 則（平成26年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

障害の状態	
1	両眼の視力の和が0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	1 上肢のすべての指を欠くもの
1 0	1 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
1 1	両下肢のすべての指を欠くもの
1 2	1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
1 3	1 下肢を足関節以上で欠くもの
1 4	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
1 5	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
1 6	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
1 7	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第 2 (第 4 条関係)

障害の状態	
1	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
10	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
11	傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6箇月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第9条関係)

(平成24規則24・一部改正)

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額)

別表第4 (第9条関係)

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第5 (第9条関係)

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

② ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届) 兼 受給者台帳 ※受給者証 記号番号		受給者証 記号番号		受給者証 記号番号	
① 申請者 フリガナ名 男 女 生 年 月 日 住所 電話番号 () 職業 勤務先 勤務先所在地 電話番号 () 生活保護等の状況 受給(年月日から)・非受給 児童扶養手当の受給状況 受給(年月日から)・非受給		④ 加入医療 保険の種類 1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期 世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名 申請者との続柄 記号番号 保険者名 保険者所在地 電話番号 付加給付の有無 年分の所得 ⑦ 申請者 ⑧ 配偶者 ⑨ 扶養義務者		所得者等 氏名 a b c d ⑩ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数及び特定扶養親族の数) (老人) (特(16~19歳)) (人) (人) (人) (人) ⑪ 上記以外で前年12月31日において申請者によって生計を維持している児童 人 人 人	
② ひとり親家庭等となった理由 ア 離婚 イ (父、母)死亡 オ (父、母)遺棄 ケ 父母死亡 ウ (父、母)障害 エ (父、母)生不明 ク 保護命令 キ (父、母)拘禁 コ その他()		上記のとおり、ひとり親家庭等医療費 受給者証の交付を申請します。 支給事業の現況を届出します。 年 月 日 加須市長 様		住所 氏名	
③ 家族の状況 フリガナ名 生年月日 続柄 性別 同居別居 監護又は養育開始の年月日 ※対象・非対象の別 備考 申請者本人 男女 同居別居 同居別居 同居別居 同居別居 同居別居 同居別居 同居別居 同居別居		※ 所得除額の状況 年分所得 a b c d ⑫ 障害者である控除対象配偶者数及び親族の数 (人) (人) (人) (人) ⑬ 障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・勤労学生等の別の控除 (人) (人) (人) (人) ⑭ その他 (人) (人) (人) (人) ⑮ 社会保険料等相当額 80,000円 80,000円 80,000円 80,000円 ⑯ 控除後の所得 円 円 円 円 ※ 所得限度額 円 円 円 円		※ 提出書類 戸籍簿本(抄本) [添付] 児童扶養手当証書 其他() 住民票 [添付] 児童扶養手当証書 其他() 所得証書 [添付] 児童扶養手当証書 公簿確認 認定調書 [添付] 児童扶養手当証書 養育費申告書 [添付] 児童扶養手当証書 健康保険証 [提示]	
④ 児童に障害があるとき 氏名 障害名 ※ 障害確認の内容 確認書類 手帳等の番号 等級 発行者		[注] 確認書類は、次の書類番号を記入のこと [1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 特別児童扶養手当5 その他()]		
⑤ 振込先金融機関 銀行 支店 1 普通口座番号 2 当座名義人	

(裏)

〔記入上の注意〕

1 ①の欄

- (1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。
- (2) 「生活保護等の状況・児童扶養手当の受給状況」欄は、該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。
なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方は、「生活保護等の状況」欄に記載してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者、児童及び申請者と生計を同じくする人全員について記入してください。

4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

支給される医療費の振込先金融機関を記入してください。

6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。

7 ⑧の欄

事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。

8 ⑨の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑩の欄

地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族があるときは、その数を()内に再掲してください。

10 ⑪の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳に達した日の属する年度の末日までの児童(障害者の場合は20歳未満の者)をいいます。

11 この申請書に下記の書類を添えてください。

- (1) あなたと児童の健康保険証
 - (2) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)
 - (3) 世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
 - (4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の所在地の市町村長の所得証明書
 - (5) ひとり親家庭など認定調査
 - (6) ④に記入の場合は、障害の程度を確認できる書類
 - (7) 養育費申告書
 - (8) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)から(7)までの書類は必要ありません。)※この申請書を現況届とする場合は、上記(3)から(5)までと(7)の書類を添えてください。
- 12 税の申告を行っていない場合は、この事業の支給を受けられません。(被扶養者となっていた場合は除きます。)
- 13 申請について、不明な点は担当の職員におたずねください。

※欄は、記入しないでください。

様式第2号(1)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあったときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解 消 理 由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
加須市長 様

住所
氏名

㊦

様式第2号(2)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
加須市長 様

住所
氏名

㊦

様式第2号(3)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 その他
	手 帳 等 の 番 号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院暦 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
加須市長 様

住所
氏名

㊦

様式第2号(4)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
加須市長 様

住所
氏名

㊦

様式第2号(5)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1 実父(母) 2 養父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有(頻度)
仕 送 り	1 無 2 有 (1) 定期的に有り(月 円) (2) 時々有り (1回 円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有(年 月 警察署届出)
離 婚 の 意 思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親 3 その他()
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母のサラ金業者からの借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
加須市長 様

住所
氏名

㊦

様式第2号(6)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「カ 保護命令」に該当する場合)

保護命令の申立てをした父又は母の氏名	
保護命令を受けた者(相手)と児童の関係	1 父(母) 2 父(母)の配偶者
保護命令申立ての内容	1 退去命令 2 接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 電話等禁止命令
保護命令決定日	
保護命令確定日	
保護命令の有効期間	
離婚の意思	
添付書類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
加須市長 様

住所
氏名

㊦

様式第2号(7)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の 父又は母の氏名	
拘禁期間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添付書類	別添 拘禁証明書
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

加須市長 様

住所

氏名

㊦

様式第2号(8)(第13条関係)

㊦ ひ と り 親 家 庭 等 認 定 調 書
(申請書②の欄「ク 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1 有 2 無
子 ども の 安 否 を 気 遣 う 電 話 、 手 紙 等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子 ども の 安 否 を 気 遣 う 訪 問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生 計 の 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
加須市長 様

住 所
氏 名

㊦

様式第2号(9)(第13条関係)

㊦ ひ と り 親 家 庭 等 認 定 調 書
(申請書②の欄「ケ 父母死亡」及び「コ その他」に該当する場合)

児 童 の 父 の 状 況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児 童 の 母 の 状 況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

加須市長 様

住 所
氏 名

㊦

様式第2号の2(第13条関係)

養育費申告書

※ 受付年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

	受取人	養育費の額	誰からのものか	備考
1月	母(父)・児童	円		
2月	母(父)・児童	円		
3月	母(父)・児童	円		
4月	母(父)・児童	円		
5月	母(父)・児童	円		
6月	母(父)・児童	円		
7月	母(父)・児童	円		
8月	母(父)・児童	円		
9月	母(父)・児童	円		
10月	母(父)・児童	円		
11月	母(父)・児童	円		
12月	母(父)・児童	円		
合 計	母(父)	円		
	児童	円		

上記のとおり相違ありません。
 年 ____ 月 ____ 日 氏 名 _____

- (注) 1 前夫(妻)(ひとり親家庭等医療費の支給対象となっている児童の父(母))から前年(ただし、1月から6月までの間に申請する人の場合は前々年。現況届をする人の場合は対象となる年の前々年)に、受給者又は児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください。
- 2 養育費がない場合は、「養育費の額」の欄に必ず「0」を記入してください。
- 3 養育費は、ひとり親家庭等医療費支給制度における所得となりますので、正確に申告してください。
- 4 上記の※の欄は、担当者が記入しますので、記入しないでください。

様式第3号(第13条関係)

(表)

ひとり親家庭等医療費受給者証					
公費負担番号					
受給者番号					
受給者					
生年月日	年	月	日	性別	
住所					
申請者					
住所					
有効期間	年	月	日	から	
	年	月	日	まで	
年 月 日交付					
加須市長					
印					

※ (裏面注意事項をお読みください。)

(裏)

注意事項

- 1 この証は、加須市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 公費負担番号が記載されている0歳から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童が、市長の指定する加須市内の医療機関等で診療を受けるときは、保険証と一緒に窓口へ提出してください。提出いただければ保険給付の一部負担金の支払いはありません。ただし、提出していただかない場合や市長の指定を受けない医療機関等で受診したり、市外の医療機関等で受診した場合、また、加須市内でも保険給付の一部負担金が月21,000円以上(医療機関・入院通院別)の場合は、その月の保険給付の一部負担金の全額を支払い、ひとり親家庭等医療費支給申請書に記入の上、医療機関記入欄に証明をもらうか、領収書(患者氏名・診療年月日・保険診療総点数の記載のあるもの)を添付して子育て支援課または各総合支所福祉課へ提出してください。
- 3 その他保険外診療については、窓口払いが必要となります。
- 4 通常診療時間外に診療を受けるときは、窓口払いが必要となる場合があります。
- 5 市外への転出、有効期間の経過、ひとり親家庭でなくなったとき、生活保護受給等で資格がなくなったときは、この証を必ず市にお返しく下さい。
- 6 氏名、住所、加入医療保険、振込口座を変更した時は必ず市に届出をしてください。
- 7 資格喪失後の診療又はその他不正にこの証を使用したとき、又は一部負担金の額に変更があったときは、支給を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

様式第4号(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
交付申請却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長 

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

教 示

1 異議申立てについて

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、加須市長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを、加須市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において加須市を代表する者は、加須市長です。

様式第4号の2(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

教 示

1 異議申立てについて

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、加須市長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを、加須市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において加須市を代表する者は、加須市長です。

様式第5号(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
再 交 付 申 請 書

年 月 日

加須市長 様

住 所
氏 名



次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

受 給 者 証 記 号 番 号	
受 給 者 証 交 付 年 月 日	年 月 日
再 交 付 申 請 理 由	1 破損 2 紛失 3 その他 (理由を具体的に書いてください。)

(注) 破損した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

様式第8号(第20条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届

受給者証記号番号				
変更の場 合	新氏名 (旧氏名)	() () のため変更)		
	新住所 (旧住所)	〒 電話 ()		
	(新) 職業			
	勤務内容	勤務先		
		勤務先所在地		
	(新) 加入医療保険	保険の種類		
	加入医療保険	世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名	申請者との続柄	
		記号番号	保険者	符号名称
		保険者所在地	〒 電話	
	加入医療保険	附加給付の有無		
その他の事項				
変更年月日	年 月 日			
消滅の場 合	理由	1 他市(町村)に転出 転出先() 電話 ()		
		2 生活保護等受給		
3 死亡				
4 ひとり親家庭等でなくなった 具体的理由()				
5 その他()				
消滅年月日	年 月 日			
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の		申請事項が変更 受給資格が消滅	したので届け出 ます。	
年 月 日 加須市長 様		住所 氏名	㊦	

様式第9号(第21条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長 

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので、通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

教 示

- 1 異議申立てについて
この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、加須市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 取消訴訟について
この処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを、加須市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において加須市を代表する者は、加須市長です。

様式第1号（第13条、第20条関係）

（平成24規則31・全改、平成26規則23・一部改正）

様式第2号(1)（第13条関係）

様式第2号(2)（第13条関係）

様式第2号(3)（第13条関係）

様式第2号(4)（第13条関係）

様式第2号(5)（第13条関係）

様式第2号(6)（第13条関係）

（平成24規則31・追加）

様式第2号(7)（第13条関係）

（平成24規則31・旧様式第2号（6）繰下・一部改正）

様式第2号(8)（第13条関係）

（平成24規則31・旧様式第2号（7）繰下・一部改正）

様式第2号(9)（第13条関係）

（平成24規則31・旧様式第2号（8）繰下・一部改正）

様式第2号の2（第13条関係）

様式第3号（第13条関係）

（平成24規則31・全改）

様式第4号（第13条関係）

様式第4号の2（第13条関係）

様式第5号（第16条関係）

様式第6号（第18条関係）

（平成25規則30・全改）

様式第7号（第19条関係）

様式第8号（第20条関係）

（平成22規則211・一部改正）

様式第9号（第21条関係）